



ストレスチェック制度

－心の健康を守るために－

指導：東京労災病院勤労者メンタルヘルス研究センター長・両立支援部長 小山 文彦

企画：
日本医師会

No. 448

働く人の心の健康を 守るために制度

平成27年12月から、ストレスチェック制度
が始まります。

働く毎日の中で、自身のストレス状況に気づき心の健康を守ることを目的としています。

実施は事業者の義務*です。産業医や保健師が所定の調査票を使ってチェックを行い、結果は本人に通知されます。

本人の同意なく結果を事業者等に提供しないよう決められているので、安心して受けることができます。

*労働者が50人未満の事業所では努力義務

産業医や
保健師などが
チェックします

事業者に申し出、
産業医や
専門家の面接が
受けられます

申し出を理由に
不利益にならないよう
配慮されています！

結果は本人に
直接通知します

本人の同意無しに
事業者に伝える
ことはありません！



この制度を活用して、 心のメンテナンスを

この制度は、働く人のための制度です。

ご自身の状況を知るためにも、ストレスチェックを受けてください。

制度の詳しい内容や調査項目などは、厚生労働省のホームページに掲載されています。

ストレスチェック制度

検索

